

大阪市住宅供給公社における受注可能本数等の取扱いについて

大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）において事後審査型制限付一般競争入札により執行する案件においては、以下のとおり取扱うものとする。ただし、談合情報等により、開札の結果を非公開とし落札決定を保留した案件又は落札決定までに急を要する案件についてはこの限りでない。

(受注制限)

- 1 受注制限とは、別表 1 に定める取扱期間内における受注可能本数を制限することをいう。

(受注可能本数)

- 2 受注可能本数とは、別表 1 に定める取扱期間内における落札可能本数のことをいう。

(受注可能本数に達した場合の取扱い)

- 3 受注可能本数については、落札候補者（共通事項 8 参照）となった時点で落札者とみなし、受注可能本数に含むものとし、受注可能本数が残り 1 本の者が落札候補者となった時点で、受注可能本数に達したとみなす。

ただし、当該案件における落札候補者の入札が無効又は落札者とししない決定（以下、「無効等」という。）がされた時点で受注可能本数に含まないものとする。

- 4 複数案件において同時に落札候補者となった場合については、公告本文に定める入札日時の早い案件（公告本文に定める開札日時が同一の場合は、開札番号順）から順に受注可能本数に含むものとする。
- 5 落札候補者が既に受注可能本数に達した者又はみなされた者である場合は、入札参加資格を有しない者として当該落札候補者の入札を無効とする。

(随意契約に移行する場合の取扱い)

- 6 再度入札の結果、落札候補者がなく、大阪市住宅供給公社契約規程（以下「契約規程」という。）第 12 条第 1 項第 6 号に定める随意契約に移行する場合にあっては、その随意契約の相手方となることを承諾した時点で落札候補者と同様の取扱いとする。

(無効とする時点の取扱い)

- 7 無効とする時点については、原則として以下の手順にて行う。
 - (1) 落札候補者となった日の翌日から起算して 2 日後（公社における執務の休日を除く）に無効とする審査対象項目
 - ①契約規程第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に該当する場合
 - ②建設業法第 28 条第 3 項もしくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができない者に限る。）
 - ③大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置
 - ④大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置
 - ⑤工事費内訳書
 - ⑥登録種目
 - ⑦希望種目
 - ⑧地域要件
 - ⑨受注可能本数
 - ⑩資格審査資料を提出期限までに提出しなかった場合
 - ⑪建設業許可
 - ⑫経営事項審査

- ⑬社会保険
 - ⑭配置予定技術者
 - ⑮共通事項3に定める関係会社の参加の有無
 - ⑯入札書提出日以降、契約を履行できない事情が発生した場合
- (2) 落札候補者となった日の翌日から起算して3日後（公社における執務の休日を除く）に無効とする審査対象項目
- (1) 以外の審査対象項目

（無効等となった場合の取扱い）

- 8 落札候補者が、無効等となった場合は、それぞれの時点において落札候補者の次順位の者を新たに落札候補者とする。この場合において落札候補者となる者がいないときは、当該入札を取り止める。

（資格審査資料の取扱いの特例）

- 9 落札候補者が、7- (1) ①から⑤又は⑨のいずれかの入札参加資格を有しない、若しくは 7- (1) - ⑯の契約を履行できないやむを得ない事情が生じた旨を理由書（落札候補者用）により資格審査資料の提出期限までに提出し、公社がやむを得ないと認めた場合は、入札を無効とし資格審査資料の提出は要しないこととする。

（無効等とする公表の取扱い）

- 10 無効等に該当する者がある場合には、その者に理由を付して通知するとともに、入札経過調書等によりその旨後日公表を行う。

（落札決定の取扱い）

- 11 落札決定予定日については、公告本文に明示する。
また、落札決定までの日数については、原則として落札候補者となった日の翌日から起算して3日後（公社における執務の休日を除く）とする。

（日程等の特例）

- 12 上記に示す日程等については、年度末時期や年末年始等、諸般の状況を考慮する場合がある。